

平成24年度上下水道部水道業務課執行目標達成状況表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	達成 状況	達成済の結果及び未達成の場合はその理由と取組のプロセス
1	水道料金の未納対策 平成24年4月から旧3町の水道料金が統一され、新料金を適用しているが、料金未納者に対して、督促状・催告状を発送し個別徴収を強化するとともに、滞納整理要綱・給水停止審査会設置要綱を制定し、未納対策の強化を図る。	木津川市水道事業滞納整理事務取扱要綱及び木津川市水道事業給水停止審査会設置要綱を平成24年度中に制定し、電算との整合を図り未納対策を強化する。	○	平成24年10月9日開催の政策会議において政策決定後、同年11月1日付けで「水道料金等滞納整理並びに給水停止事務取扱要綱」を施行済み。この要綱に基づき「①督促や催告の発送②未納者への納入指導③給水停止の執行」の3つの大きな柱により事務に取り組んでいます。 また、同年11月には督促通知者を、平成25年2月には催告状をそれぞれ発送開始し、滞納整理の強化に努めています。 なお、平成24年11月下旬から12月には、未納者に対して個別訪問による徴収活動を、上下水道部3課連携で実施しました。
2	業務移行調査 検針業務、窓口受付業務、料金徴収業務など水道業務の中で、民間委託できる業務を調査する。	平成24年度内に移行できる業務を検証し取りまとめる。	○	京都府内の全市等に対して、「各業務の民間委託状況及び今後の方針等」の意向調査を実施しました。また、現在民間委託導入の市には、各委託関係資料や契約方法等の情報入手もあわせて実施し、民間委託について取りまとめによる検証を行いました。
3	有料広告の掲載 水道メーター検針時に発行する「上下水道使用料のお知らせの裏面に、企業の広告を掲載する。 現在「上下水道使用料のお知らせ」の印刷代は、1枚4円（約3万枚/月）かかっており、有料広告（1枚1円程度）を掲載することにより、収入の増加を図る。	平成24年度に「木津川市水道事業有料広告取扱要領」を定め、有料広告を掲載する。	○	平成25年3月14日告示、同年4月1日施行で「木津川市水道事業有料広告取扱要綱」を制定しました。 当初案の「上下水道使用料のお知らせ」以外にも、水道事業として発行する印刷物及び管理する資産に対しても広く対応できる要綱となっており、検討によっては今後様々なものに有料広告が掲載できる、新たな収入源となる展望も秘めたものとなっています。また、入札方法を取り入れた新たな価格決定の方法なども取り入れるなど、制定検討に時間を要した状況となっています。 なお、平成25年度には「上下水道使用料のお知らせ」への有料広告の掲載を、またそれ以外にも検討し、有料広告を順次広めて行きたいと考えています。

※達成状況の欄は、目標以上に達成した場合は◎、目標どおり概ね達成した場合は○、目標が未達成の場合は△を記入すること。